

水俣市監査委員公告第 10 号

水俣市監査基準第 4 条第 2 項に規定する定期監査のうち、令和 6 年度企業会計分を実施したので、同基準第 23 項の規定により、監査の結果に関する報告を別添のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 26 日

水俣市監査委員 永田 靖

水俣市監査委員 桑原 一知

令和6年度財務監査（定期監査：水道事業会計、公共下水道事業会計分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和6年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和6年度水道事業会計、公共下水道事業会計に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（上下水道局）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内。ただし、現地監査は上下水道局及び会計課内

(2) 日程

ア 事前監査 令和6年11月5日（火）から11月7日（木）まで、
また、令和6年11月15日（金）に現地監査を実施。

イ 本監査 令和6年11月29日（金）から12月10日（火）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 週休日の時間外勤務を1日振替とした場合には、7.75h振り替えるべきところ、8h振替えているため、振替後の残時間数及び振替の時間数が計上誤りとなっていた。(令和6年6月分 原水及び浄水費)

(3) 注意事項 別表のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 特になし。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等

(5) 現地監査の結果 特になし。

(6) その他事項（この講評の際に、連絡すべきもの等） 特になし。

別表「注意事項」

1 共通的事項について 特になし。

2 収入事務について 特になし。

3 支出事務について

- (1) 旅費の支出において、支出負担行為書が作成されておらず、支出負担行為兼支出命令書で支出していた。(5/24 日水協九州支部第1回役員会) (経営管理係)

4 契約事務について

- (1) 見積書がファイルに綴って保管されていなかった。
ア 令和6年度 下水第18号 東部分区276-2-1号汚水枝線浚渫業務(下水道工務係)
- (2) 収入印紙が貼付されていなかった。
ア 水道事業メーター検針業務委託
イ 水道事業メーター取替業務委託 (給水サービス係)
- (3) 検査結果通知書は作成されているが、公印承認の印がないため、公印を押印して送付されているか確認できなかった。
ア 水道事業メーター改造業務委託(令和6年8月分)
イ 水道事業メーター取替業務委託(令和6年5月分)
ウ 圧着機修繕業務
エ 検針票印刷請負業務 (給水サービス係)
- (4) 検査調書は作成されているが、検査結果通知書が作成されていなかった。
ア 上下水道管路情報システム保守業務委託 (水道工務管理室、下水道工務係)

5 財産管理事務について 特になし。

6 経営に係る事業管理について

- (1) 契約締結伺いに、決裁日付印が押印されていないものがあった。
ア 水質検査業務
イ 第1水源地警備業務 (水道工務管理室)
- (2) 出張命令があり、ETCカードを使用しているが、酒気帯び確認の記録が無いものがあった。(7/3~5、7/25~26、9/4) (水道工務管理室、経営管理係)

令和6年度財務監査（定期監査：病院事業会計分）報告

1 監査の根拠

水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類

財務監査（令和6年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和6年度病院事業会計に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（総合医療センター）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内。ただし、現地監査は総合医療センター内

(2) 日程

ア 事前監査 令和6年11月12日（火）から11月14日（木）まで、
また、令和6年11月21日（木）に現地監査を実施。

イ 本監査 令和6年11月29日（金）から12月10日（火）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等

ア 水俣市病院事業事務決裁規程第4条で、事務部長の専決事項を定めているが、別表1で、「税外収入の調定及び収入命令に関すること。」とある。病院事業なので、「税外収入」はそぐわないのではないかと確認して、検討されたい。

(総務課総務係)

イ 医業未収金の回収にあたり、民間事業者に業務委託を行うことにより、患者負担の公平性を確保し、未収金の解消を図っている。今後も引き続き未収金の解消に努められたい。

(医事課)

ウ 職員駐車場として長年借りている駐車場があり、地目は宅地となっているが、駐車場として借り受ける契約をしているので、消費税が課されるのではないかと確認されたい。

(総務課管財係)

エ 寄附や寄贈の申出がたびたびあっているが、ホームページや市報、院内広報誌等で多くの人たちに周知するよう工夫されたい。

(総務課総務係、総務課経営・情報企画室)

(5) 現地監査の結果 特になし。

(6) その他事項（この講評の際に、連絡すべきもの等） 特になし。

別表「注意事項」

1 共通的事項について 特になし。

2 収入事務について 特になし。

3 支出事務について

- (1) 会計年度任用職員時間外勤務命令簿に、命令印、所属長印の無いものがあった。(8/1 健康管理センター、8/6・8/30 麻酔科、8/31 産婦人科)
- (2) 令和5年度定期監査における注意事項への対応で、会計年度任用職員時間外勤務命令簿の様式に、事前決裁の命令者印の欄を設ける改善をしてあるが、まだ旧様式を使用している部署のものがあった。(8月分 外来化学療法センター、管財駐車場係、産婦人科)
- (3) がんサロン開催時の参加者用お茶代を支出しているが、参加者は10人なのに対し、お茶は15本購入してある。多めに購入する必要がある場合は、その理由や購入の内訳等も添付すべきである。(総務課)

4 契約事務について

- (1) 開札調書について、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定に基づき入札者を立ち合わせなければならないが、立会人の欄に記載がなかった。
ア 薬剤科空調機設置工事
- (2) 見積結果表について、手書きで作成するところをパソコンで作成されていたので、入札の際の開札調書を参考にされたい。
ア 病院事業会計支援業務 (総務課経営・情報企画室)
イ 災害時等メール一斉配信業務 (総務課総務係)
ウ 燃料物資(ガソリン等)購入業務(立会人の欄と氏名なし) (総務課管財係)
- (3) 契約書について、期間が令和6年4月1日～令和7年3月31日となっているが、支払い条件の初回が令和3年5月31日までとなっていた。また、収入印紙が貼付されていなかった。契印が押印されていなかった。
ア 災害時等メール一斉配信業務 (総務課総務係)

5 財産管理事務について 特になし。

6 経営に係る事業管理について

- (1) 「道路交通法施行規則」第9条の10第1項第7号及び「国保水俣市立総合医療センター安全運転管理者による運転者の酒気帯び確認実施要領」4(2)において、アルコール検知器は常時有効に保持することとなっているが、酒気帯び確認記録簿に「電池がなく測定できず」「アルコールチェックなかった為」という記載が見受けられており、常時有効に保持されたい。(4/22、5/10)
- (2) 酒気帯び確認記録簿の酒気帯びの有無で、「有」となっているものが複数回見られた。記載誤りと思われるが、安全運転管理者の業務を補助する者の実地確認が形式的になっているので、酒気帯び確認について指導されたい。(4/19、4/22、4/23、5/10)
- (3) 総務及び管財の酒気帯び確認記録簿に運転後確認の記録がない分について、保安の酒気帯び確認記録簿にも見当たらないものがあった。(4/5、4/17、5/31、6/14、7/25、7/26、8/23)
また、出張の前日に酒気帯び確認を行っているものがあった。(出張7/25・26、酒気帯び確認7/24)
業務時間外の酒気帯び確認について周知を図られたい。
- (4) 酒気帯び確認記録簿での確認者の印もれ、アルコール検知器の使用の有無または酒気帯びの有無の○印記載もれがあった。(総務分 7/10、7/11、7/12、7/16、7/17、7/25、8/16、9/2、9/3、9/4、9/6、9/9、9/10、9/12、管財分 6/24、6/24)